

合意書番号：(ユ) 15-

職業紹介手数料合意書

(以下甲という) と株式会社ウェルネット (以下乙という) は、職業紹介基本契約
〔基本契約番号：(ユ)15- 〕に基づく、職業紹介手数料 (以下手数料という) に関して以下の通
り合意す
る。

1. 本合意書に基づく手数料を _____ 一名つき金 _____ 円に消費税を加え
た額とする。

2. 前項に基づく手数料の甲から乙への支払条件・請求日・支払日・支払方法・返還制度は以下の通り
とする。

①支払条件：甲における求職者 (以下丙という) の採用が決定し、入社した時点 (入社日) で
金 _____ 円の手数料の請求が発生する。

但し、丙による自己都合の退職、または丙の責に基づく事由により解雇された場合 (法的に正当
な理由が認められる解雇に限る。) は、受領した手数料を⑤の返還制度に基づき返金する事とす
る。

②請求日：乙は、丙が入社した月の翌月 20 日までに請求書を発行する。

③支払日：甲は、乙の請求書に基づき請求日の翌月末日までに支払う。

④支払方法：乙指定口座に振込みとする。(振込手数料は甲負担とする)

⑤返還制度 (対象期間及び返還率)

入社日より 14 日以内：返還率 90%

入社日より 15 日以上 30 日以内：返還率 60%

入社日より 31 日以上 60 日以内：返還率 30%

入社日より 61 日以上 90 日以内：返還率 10%

入社日より 91 日以上：返還率 0%

3. 甲は乙からの請求分については、甲の事由により内容、金額等の変更を行わないものとする。

4. 本合意書に定めのない事項については、その都度甲乙間にて協議の上、取り決めるものとする。

以上

上記合意の証として本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各 1 通保有する。

年 月 日
(甲)

(乙) 新潟県新発田市大栄町一丁目 2 番 7 号
株式会社ウェルネット
代表取締役 池田 寛将

印

印